

香川県建設工事等における入札・契約過程に係る苦情申立てに関する要領

(趣旨)

第1条 香川県が発注する建設工事（以下「工事」という。）及び工事に係る測量、設計コンサルタント業務等（以下「業務」という。）における入札・契約過程に係る苦情申立てに関する事務の取扱いについては、他に定めがあるものを除くほか、この要領によるものとする。

(苦情申立ての対象)

第2条 苦情申立ての対象は、一般競争入札又は指名競争入札によった工事及び業務とする。ただし、工事においては予定価格が250万円を超えないもの及び業務においては予定価格が100万円を超えないものを除く。

(申立てができる者)

第3条 苦情申立てができる者は、入札要件等に違反し入札を失格若しくは無効とされた者又は総合評価方式により落札者となれなかった者とする。ただし、知事が入札監視委員会（以下「委員会」という。）の審議が必要と認めた場合は、この限りでない。

(電子入札システム)

第4条 前2条の規定にかかわらず、電子入札システムによった入札又は随意契約において、電子入札システムの障害等のため入札書又は見積書の提出ができなかった者は苦情申立てをすることができる。

(契約担当者としての説明等)

第5条 前2条の苦情に対しては、まず契約担当者（香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）第2条第4号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）は適切な説明を行うものとし、さらに不服のある者は、再苦情の申立てをすることができる。

2 契約担当者は、前項の説明を行うにあたり、再苦情の申立てができる旨を相手方に対して教示しなければならない

(申立ての方法等)

第6条 再苦情の申立ては、入札結果の公表日又は失格若しくは無効とされたこと若しくは落札者となれなかったことを知った日のうち、いずれか早い日（第4条の場合は、入札書又は見積書の提出ができなかった日）から7日（休日を含まない。）以内に、書面により、知事に対し行うことができる。この場合において、当該書面には、申立者の氏名及び住所、申立の対象となる工事又は業務、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項を記載しなければならない。

2 再苦情の申立てがあった場合、知事は、委員会に審議を依頼するものとする。

3 委員会は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができる。

4 知事は、委員会から再苦情に対する報告がなされたときは、その日から7日以内（休日を含まない。）を目途に、申立者に対してその結果を回答するものとする。その場合、委員会において申立てが認められなかったときは、申立てに根拠が認められないと判断された理由を示すものとし、また申立てが認められたときは、その旨及びこれに伴い契約担当者が講じようとする措置の概要を明らかにするものとする。

5 再苦情申立書及び回答は公表するものとする。

6 再苦情の申立ては、原則として、入札・契約手続の執行を妨げないものとする。

附 則（平成20年3月25日）

この要領は、平成20年4月1日から施行する。